

高齢者福祉施設 施設長 様
介護サービス事業所 管理者 様

仙台市長 郡 和 子
(公 印 省 略)

高齢者施設等従事者の新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの配布について

平素より本市の高齢者福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では高齢者施設等従事者を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの配布を実施しておりますが、現下の感染者数の急速な増加に伴う頻回検査の実施についての国からの要請に基づき、12月分のキットの配布につきましては、下記1のとおり実施いたします。また、1月以降の配布につきましては、配布方法等が変更となります。下記2において内容をお示ししておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

施設・事業所内での感染拡大を未然に防ぐためにも多くの施設・事業所従事者の受検につきまして、積極的にご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 令和4年12月分の配布について

(1) 対象者・使用要件等

- ・無症状の従事者等（入居者（利用者）と直接接する従事者等）に使用（2週間に1回程度以上の実施）
- ・従事者等が出勤後に症状（発熱、咳、のどの痛みその他体調不良）が現れた場合に使用
- ・施設長・管理者が、検査が必要と判断した場合に使用

※原則として施設従事者等への使用を想定としております。施設入居者等に対して、定期的を使用するといった日常的な入居者等への使用については想定していません。

(2) 検査キット申込方法

検査キットが不足する場合及び新規に申し込む場合は、下記本市ホームページより申請してください。なお、11月までに申し込みいただいた場合でも、自動的に配送されませんので、検査キットが不足する場合は、改めて申し込みいただきますようお願いいたします。

※各施設等で在庫としてお持ちのこれまでに配布した検査キットを優先的にお使いいただくようお願いいたします。

※送付する検査キット数は、検査実施予定人数の3～4回分の数量となります。

(3) 報告方法

- ①本キットを使用した場合は、毎週金曜日 16 時までに、その週に使用したキット数等をみやぎ電子申請サービスにより報告してください。
- ②陽性が確認された場合は、下記担当まで電話にて報告してください。

(4) その他

詳細につきましては下記本市ホームページをご確認ください。

仙台市ホームページ「高齢者施設等従事者の新型コロナウイルス感染症に係る検査について」

<https://www.city.sendai.jp/shidodaichi/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/coronapcr.html>

(ホーム) > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 新型コロナウイルス感染症について (高齢者福祉施設・介護サービス事業所の皆さまへ) > 高齢者施設等従事者の新型コロナウイルス感染症に係る検査について (令和4年12月配布分) はこちら

(次ページに続きます)

2. 令和5年1月以降の配布について

今般、厚生労働省より、高齢者施設等におけるクラスター対策強化の一環として、各自治体等が実施する高齢者施設等従業者に対する集中的検査に要する抗原定性検査キットが配布されました。本市においては、令和5年1～3月の検査については、当該抗原定性検査キットを活用して実施することといたしました。そのため、配布方法については以下のとおりこれまでと異なりますので、お手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

(1) 対象施設

対象施設・事業所は、12月までの配布と同様です。詳細については下記本市ホームページをご参照ください。

(2) 申込方法

下記本市ホームページ内下部に掲載しておりますみやぎ電子申請サービスの申込みフォームより、**12月16日(金曜日)17時まで**に申請いただきますようお願いいたします。

※12月分の申込みフォームとは異なります。申請先の間違いにご注意ください。

※申込みが完了すると、登録メールアドレス宛に到達通知メールが届きます。本メールは今後の通知・問い合わせの際に必要となりますので、確実に保管いただきますようお願いいたします。

(3) 配布方法

令和5年1月以降分の検査キットの配布方法につきましては、後日下記ホームページにおいて周知いたします。

(4) 配布数等

令和5年1月から3月までの間、各検査対象者が週1回検査を実施できる程度の数量を配布いたします。なお、申込み状況により、配布数量を調整する場合がありますので、予めご了承ください。

(5) 留意事項

1月以降の抗原検査キット配布につきましては、12月16日までに申し込みいただいた施設・事業所に対して、**3か月想定の数量を1回で配布**します。

(6) その他

①対象施設、対象者、使用要件等、報告方法はこれまでと変更ありません。

②詳細につきましては下記本市ホームページをご確認ください。

仙台市ホームページ「高齢者施設等従業者の新型コロナウイルス感染症に係る検査について（令和5年1月以降の配布について）」

<https://www.city.sendai.jp/shidodaichi/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/coronakougen.html>

(ホーム) > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 新型コロナウイルス感染症について (高齢者福祉施設・介護サービス事業所の皆さまへ) > 高齢者施設等従業者の新型コロナウイルス感染症に係る検査について (令和5年1月以降配布分) はこちら

担当：介護事業支援課

【高齢者施設等】

施設指導係

(電話：022-214-8318)

【訪問系・通所系・多機能型サービス】居宅サービス指導係 (電話：022-214-8192)